

●各基本施策の「概要」と「市の現状と課題」(新旧案)

基本施策 記載事項	第3期尼崎市障害者計画(現行)	第4期尼崎市障害者計画(改正案)
基本施策7: 安全・安心		
<p>概要 (国の基本計画) (その他)</p>	<p>■障害のある人が地域において、安全・安心に暮らすことができるよう、地域の団体、事業者、行政等との連携の下、防災・防犯対策の推進を図ることが重要です。</p> <p>■平成25年6月の災害対策基本法の一部を改正する法律(改正災害対策基本法)により、市町村においては、高齢者や障害のある人などの災害時の避難に特に支援を要する者(避難行動要支援者)の把握に努めるとともに、避難支援等を実施するための基礎とする名簿(避難行動要支援者名簿)を作成することが義務となっています。</p> <p>■災害発生時、または災害が発生するおそれがある場合に、障害のある人に対して適切な避難支援や情報の伝達ができるよう、障害特性に配慮した情報伝達の体制の整備に取り組むことが求められています。</p> <p>■犯罪被害や消費者トラブルの防止、被害からの救済を図るため、障害のある人の特性に配慮した相談体制や情報提供、関係機関との連携の促進が求められています。</p>	<p>■障害のある人が地域において、安全・安心に暮らすことができるよう、地域の団体、事業者、行政等との連携の下、さまざまな防災・防犯対策を講じて、災害等に強い地域づくりを推進していくことが重要です。</p> <p>■災害発生時や災害が発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者名簿等を活用した障害のある人に対する避難支援や、その後の安否確認を行うことができる地域体制を整備するとともに、障害のある人に対して適切な情報の伝達ができるよう、民間事業者、消防機関、都道府県警察等の協力を得ながら、障害特性に配慮した情報伝達の体制を整備していくことが求められています。</p> <p>「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」等を踏まえ、必要な福祉避難所の確保や、避難所において障害のある人が障害特性に応じた支援と合理的配慮を得ることができるよう市町村の取組を推進することが必要です。</p> <p>■犯罪被害や消費者トラブルの防止、被害からの救済を図るため、障害のある人の障害特性に配慮した相談体制や情報提供、関係機関との連携の促進が求められています。</p>
<p>市の現状と課題</p>	<p>□障害のある人や高齢者などを含む避難行動要支援者の把握等については、これまで高齢者等の見守り活動を実施している地域を中心に名簿の作成を進めてきましたが、改正災害対策基本法に基づき、「避難行動要支援者名簿」の整備を全市的な取組へと移行・拡大していく必要があります。今後、避難行動要支援者名簿の早期作成とともに、避難支援への活用や関係機関等への共有など支援体制の構築が課題となっています。</p> <p>□「尼崎市地域防災計画」を作成して市域の災害予防や災害応急対応等に関する事項を定めるとともに、市民の防災意識の向上や避難所・福祉避難所の指定など防災対策の推進に取り組んでいます。東日本大震災を契機に市民の防災意識はさらに高まっていますが、地域におけるつながりや意識には温度差があることから、引き続き、地域における防災行動力の向上等に向けた取組が必要です。</p> <p>□災害発生時における避難情報等については、迅速かつ確実に市民等へ伝達するため、尼崎市防災ネットの運用や屋外拡声器など、災害時の整備に取り組んでいます。障害のある人や高齢者など必要な情報が伝わりにくい人に対する伝達手段等についても充実させていくことが必要です。また、避難所のバリアフリー対応や福祉避難所の指定拡大、避難所生活における配慮が必要となっています。</p> <p>□近年、消費者被害が国内で多発しており、障害のある人や高齢者等が被害に巻き込まれるケースが多くなっています。本市消費生活センターにも多くの相談が寄せられており、適切な対応に努めています。今後、消費生活等に関する情報発信や意識啓発、消費生活における助言など相談業務を実施するとともに、多様化・複雑化する消費者問題等に取り組んでいく必要があります。また、関係機関との連携を強化しながら、防犯対策の支援に努めるとともに、緊急時に迅速に対応できる通報体制の整備が必要となっています。</p>	<p>避難行動要支援者名簿の早期作成、支援体制の構築</p> <p>避難所・福祉避難所の指定、地域における防災行動力の向上等</p> <p>避難情報等の伝達、避難所のバリアフリー対応、避難所生活における配慮等</p> <p>消費者被害への対応、防犯対策の支援、緊急時における通報体制の整備</p>

基本施策 記載事項	第3期尼崎市障害者計画(現行)	第4期尼崎市障害者計画(改正案)
基本施策8: 権利擁護、啓発、差別の解消		
	<p>■障害のある人が地域で安心して生活を送ることができるよう、成年後見制度の利用支援や障害者虐待防止法の適切な運用など障害のある人の権利擁護のための取組を進めていくことが重要です。(現行計画では基本施策9に掲載)</p> <p>■障害者差別解消法により、障害を理由として、正当な理由なくサービスの提供を拒否・制限することや条件を付すといった行為が禁止されます。</p> <p>■障害者差別解消法により、障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲において必要な配慮を行うことが求められます。(現行計画では基本施策9に掲載)</p> <p>■障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深め、誰もが障害のある人等に自然に手助けすることのできる「心のバリアフリー」を推進することが必要です。</p>	<p>■障害のある人が地域で安心して生活を送ることができるよう、成年後見制度の利用支援や障害者虐待防止法の適切な運用など障害のある人の権利擁護のための取組を進めていくことが重要です。</p> <p>■障害者差別解消法や同法に基づく基本方針・対応要領・対応指針に基づき、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障害のある人に対する必要かつ合理的な配慮(合理的配慮)の提供を徹底するなど、障害を理由とする差別の解消に向けた着実な取組を推進していくことが求められています。</p> <p>■地域において障害を理由とする差別の解消を進めていくため、地方公共団体においては、障害者団体や事業者、地域の関係機関など多様な主体との連携(障害者差別解消支援地域協議会)により、障害者差別解消法の意義や趣旨、求められる取組等について一層の広報・啓発活動に取り組むことが必要です。</p>
市の現状と課題	<p>□障害のある人や高齢の方に対する福祉サービスの利用支援や虐待防止等の支援を行うため、権利擁護に関する専門職との連携や課題検討についての取組を行っています。また、平成26年度から「成年後見等支援センター」を開設し、市民後見人の養成から、相談の受付、方針の検討、後見の申立、後見監督など一体的な支援を行っていますが、今後も高まる利用ニーズ等に対応していくため、量的・質的な対応力の向上や関係機関・団体との一層の連携、相談窓口としての機能充実が求められています。(現行計画では基本施策9に掲載)</p> <p>□人権を著しく侵害し、障害のある人の自立と社会参加を阻害することにつながる虐待を防止するため、庁内関係部局が連携し「障害者虐待防止センター」機能を持つ機関として、虐待に係る通報や届出を受けるとともに、委託相談支援事業所の協力により、随時必要な支援を行っています。また、平成25年度からは、被虐待者の生命や身体に危険が及ぶ場合に、その被虐待者を一時的に保護する場所を確保しています。虐待対策については、被虐待者への支援に加え、虐待者が虐待を行わなくなるような支援等も必要であるため、より高度な知識と専門性・即応性が求められている中、専門的な知識を有する人材の確保や育成など体制の整備が課題となっています。(現行計画では基本施策9に掲載)</p> <p>□障害や障害のある人への理解については、依然、十分に進んでいるとは言えない状況であるため、引き続き、啓発等の取組を進めていくとともに、より一層の理解が必要とされる、知的障害、精神障害、発達障害、難病等について、その障害特性や必要な配慮等に関する理解の促進を図っていくことが必要となっています。</p> <p>□ホームページ・ラジオの情報媒体を活用した人権意識の醸成を図っています。また、「市民福祉のつどい」の開催や精神保健福祉の思想の普及のための「こころの健康のつどい」の開催などにより、理解の促進に努めていますが、参加者が固定化傾向にあるため、効果的な開催に向けた検討が必要となっています。</p>	<p>成年後見等支援センターにおける各種支援や市民後見人の養成など相談窓口機能の充実</p> <p>障害者虐待防止センターや被虐待者の一時的な保護場所など支援体制の充実</p> <p>障害特性や必要な配慮等に関する理解の促進</p> <p>人権意識の醸成、障害に対する理解の促進</p>

基本施策 記載事項	第3期尼崎市障害者計画(現行)	第4期尼崎市障害者計画(改正案)
基本施策9: 情報・コミュニケーション、行政 等における配慮		
概要 (国の基本計画 その他)	<p>■障害のある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示や意思疎通を行うことができるよう、情報提供や意思疎通支援の充実など情報の利用のしやすさを向上していくことが重要です。(現行計画では基本施策8に掲載)</p>	<p>■障害のある人が円滑に必要な情報を取得・利用し、意思表示や意思疎通を行うことができるよう、障害特性に配慮した支援機器やサービスの提供等による環境整備に取り組み、情報の利用のしやすさ(アクセシビリティ)を向上していくとともに、意思疎通支援を担う人材の育成・確保やサービスの円滑な利用の促進など意思疎通支援の充実を図ることが重要です。</p> <p>■障害のある人がその権利を円滑に行使できるよう、行政手続や選挙等において必要な環境整備や障害特性に応じた合理的配慮の提供を行うとともに、行政情報の提供等に当たっては、情報支援機器(ICT)等の利活用も検討するなど、利用のしやすさ(アクセシビリティ)への配慮に努めることが重要です。</p> <p>■行政機関の職員等に対して、より一層の理解促進が必要な障害や、外見からは分かりにくい障害の特性、複合的に困難な状況に置かれた障害のある人に求められる配慮等を含めて必要な研修を実施するなど、行政窓口における配慮や対応力の向上を図っていくことが必要です。</p>
市の現状と課題	<p>□障害のある人が地域で生活していくために必要な情報が入手できるよう、市の広報紙(市報あまがさきなど)の点字版・音声版を発行するとともに、発送文書(納税通知書など)についても一部点字で作成しています。また、図書館においては、点字・録音図書の貸出しのほか、視覚障害のある人を対象に、録音資料を配付して読書を推進しています。今後、行政情報や市政参加情報がさらに的確かつ広範に伝わるよう、一層の配慮に努めることが必要です。(現行計画では基本施策8に掲載)</p> <p>□聴覚障害のある人などの社会参加を促進するため、意思疎通支援者(手話通訳者、要約筆者、盲ろう者向け通訳・介助員)の派遣事業やそれを支える養成講座を実施しています。引き続き、安定的かつ継続的に事業を実施していくため、派遣登録員となる意思疎通支援者の確保が必要となっています。また、多様な手段を活用して、障害のある人が情報を利用できるよう、点字・手話・パソコンなど利用者ニーズを反映した各種講座の開催・周知に努めていくことが必要です。(現行計画では基本施策8に掲載)</p> <p>□平成28年4月に施行される障害者差別解消法では、「合理的配慮の不提供」を禁止することなどが定められています。本市においても、障害特性に応じたコミュニケーション手段(手話や筆談、読み上げ等)による対応等の合理的配慮の提供に関する基本方針である対応要領を定め、適切な配慮に努める必要があります。今後、窓口サービスをはじめとする事務や事業の実施等において、障害のある人が適切な配慮を受けることができるよう、全庁的に取り組んでいくことが必要です。</p>	<p>点字版・音声版の発行など、行政情報や市政参加情報における一層の配慮</p> <p>意思疎通支援者の派遣・養成、点字・手話・パソコンなど各種講座の開催等</p> <p>障害者差別解消法における「合理的配慮」、職員対応要領の策定等</p>